

高砂市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、高砂市（以下「市」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定めることにより、市の事務事業により排出される温室効果ガスを抑制し、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、一般電気事業者、特定規模電気事業者及び小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目により評価した上で実施する電力の調達に係る契約をいう。

(対象施設)

第3条 この方針は、市の施設において、競争入札により電力を調達する際に適用する。また、指定管理者制度の対象となっている施設の電力調達契約については、この方針に配慮する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況

(環境配慮状況の基準)

第5条 環境に配慮した電力調達契約として基準となる入札参加者の環境配慮の状況は、前条で定める環境評価項目を別表「高砂市環境に配慮した電力調達契約評価配点表」（以下「配点表」という。）に示す配点により算定した項目の合計が70点以上であることとする。

(評価)

第6条 市が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を配点表により算定し、その点数等を「高砂市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」（様式第1号）に記載し、確認資料を添えて市長に提出するものとする。

- 2 入札を実施しようとする所属長は、電気事業者から提出された報告書を確認し、評価する。

(その他)

第7条 この方針に定めるもののほか、競争入札による電力の調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、平成28年6月27日から施行する。

附 則

この方針は、平成30年2月1日から施行する。

附 則
この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この方針は、令和3年4月1日から施行する。